第四章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

（設置の許可申請）

第二条　法第十一条第一項の許可を受けようとする者は、第一号の二様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

２　（略）

（申請書の記載事項）

第三条　法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（用品の調書）

第四条　法第十一条第一項の許可の申請をする者が当該航路標識の用品として灯具、制御装置、電源装置、霧信号用機器、無線方位信号用機器、ディファレンシャルＧＰＳ用機器、ＡＩＳ信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器を使用するときは、第二条第一項の申請書及び同条第二項の書類のほか、当該用品の規格及び性能についての調書を提出しなければならない。ただし、海上保安庁長官が定める用品については、当該用品の型式を記入した書類を提出すれば足りる。

（許可申請事項の指定）

第五条　海上保安庁長官は、法第十一条第一項及び法第十三条第一項の許可の申請について特に必要があると認めるときは、法第十一条第二項並びに第二条、第三条及び第九条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

（位置、構造及び設備の基準）

第六条　法第十二条第一号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十九　（略）

２　（略）

（管理の方法の基準）

第七条　法第十二条第三号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

（許可を要しない軽微な変更）

第八条　法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二　（略）

（変更の許可申請）

第九条　法第十三条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（電波を使用する航路標識）

第九条の二　法第十三条第三項の国土交通省令で定める航路標識は、ＡＩＳ信号所とする。

第二章　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

（設置の許可申請）

第二条　法第三条第一項の許可を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

２　（略）

（申請書の記載事項）

第三条　法第三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（用品の調書）

第四条　法第三条第一項の許可の申請をする者が当該航路標識の用品として灯具、制御装置、電源装置、霧信号用機器、無線方位信号用機器、ディファレンシャルＧＰＳ用機器、ＡＩＳ信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器を使用するときは、第二条第一項の申請書及び同条第二項の書類のほか、当該用品の規格及び性能についての調書を提出しなければならない。ただし、海上保安庁長官が定める用品については、当該用品の型式を記入した書類を提出すれば足りる。

（許可申請事項の指定）

第五条　海上保安庁長官は、法第三条第一項及び法第五条第一項の許可の申請について特に必要があると認めるときは、法第三条第二項並びに第二条、第三条及び第九条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

（位置、構造及び設備の基準）

第六条　法第四条第一項第一号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十九　（略）

２　（略）

（管理の方法の基準）

第七条　法第四条第一項第三号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

（許可を要しない軽微な変更）

第八条　法第五条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二　（略）

（変更の許可申請）

第九条　法第五条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一～七　（略）

２・３　（略）

（電波を使用する航路標識）

第九条の二　法第五条第三項の国土交通省令で定める航路標識は、ＡＩＳ信号所とする。